

操舵制御システムの独立性に関する統一解釈の一部修正に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

操舵制御システムの独立性に関する統一解釈の一部修正に関する事項

改正理由

IACS 統一解釈 SC94(Rev.2)においては、SOLAS 条約 II-1 章 29 規則に規定されている操舵装置の制御システムの設計要件に関する解釈として、当該制御システムの独立性について規定されており、本会は既に同規定を関連規則に取入れている。

本統一解釈に関し、IACS 統一解釈 SC94(Corr.1)として、2 組のフォローアップ制御及び自動操舵又はその他追加の制御機能を持つ操舵制御システムの原理図式例について誤記修正が公表されたことから、本修正に基づき、図の誤記を改めた。

改正内容

操舵制御システムの構成例を示す図において、操舵モード選択スイッチに関わる破線を一か所追加した。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 図 D15.3.1-2.